

令和2年度（2020年度）
第4回熊本県情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時 令和2年（2020年）8月13日（木）午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席者 審査会委員
馬場会長 井寺委員 金澤委員 詫間委員 徳永委員
実施機関
厚地危機管理監
危機管理防災課 柴田課長 宮原課長補佐 高岡課長補佐 桑原課長補佐
水本参事
事務局
県政情報文書課 鍬本課長 石井審議員 大谷課長補佐 杉主事 赤星主事

4 審議内容

(1) 災害時における氏名等公表についての意見聴取

ア 実施機関が、審議会への意見聴取依頼文別紙及び添付資料により説明を行った。

イ 各委員からの質疑等の概要は以下のとおり。

井寺委員	公益上の必要性がある場合の例を示されているが、この例に当てはまるかどうかの判断、決定のプロセスを教えて欲しい。
実施機関	まず情報を収集し、その中で混乱等が起こっているか、二次災害の可能性があるのか評価ができるような段階になったら、危機管理防災課中心で判断の素案を作り、災害対策本部員、知事までの判断をいただくになる。
井寺委員	担当課で情報を集めて、上にあげていくということか。
実施機関	そうである。担当課で情報を集め、担当課としての判断を整理したうえで上司の判断を仰ぐという手続きになる。
金澤委員	今日は公益上の必要性がある場合を主に審議するが、閲覧制限がある場合は非公開とすると書いてある。非公開ということ踏まえて考えるということでもいいか。
実施機関	行方不明者・安否不明者、死者のどちらについても住民基本台帳に閲覧制限がある場合は非公開という扱いをしている。行方不明者であれば御本人が生きていらっしゃることを前提に、DV や虐待等を理由に他者に自分のいる場所等を知られたくないという意思を持ってその表示をしているため、その方が想定された危険や不利益、権利利益の侵害につながらないよう御本人の意思を尊重したい。死者の場合は御本人の意思は確認できないため、御遺族の意思を確認して公表という手続きを取るが、御遺族では知りえない危険や思いがこの表示に込められていると思っており、災害で突然命を失う直前までそのような思いで表示をされていたということを考え、どちらも非公表という設定をしたところ。
徳永委員	行方不明者の場合は、生存を前提として自分の名前が呼び出されるという場面

	を想定すればいいのかと思った。死者の場合は、単に名前だけではなく死亡したという情報も絡んでくるため、情報として質が変わると思ったが、それでよろしいか。
実施機関	名前だけでなくそういった事実も伝わるべき情報に含まれると考えている。
詫間委員	住民基本台帳の閲覧制限について、閲覧制限を希望された時に、このような災害で亡くなったり、行方不明者になった時も公表しないということが確認されているのか。
実施機関	それぞれの市町村で取り扱っている情報であり、当方で全て把握しているわけではないが、仕組み上、災害というところを取り出してそれについての意思表示というところまでは至っていないと理解している。
徳永委員	個人の氏名等の公表について、情報を手に入れる時には目的を示して情報提供を受け、その手続きの中で閲覧制限があれば当然非公表とする。それでもなおかつ出さないといけない場面を想定して目的外利用という説明だったと思うが、そのような理解でいいか。
実施機関	そういったものを踏まえて、高い公益上の必要性を整理した。御本人の意思やリスクを超えても公表する必要がある事態を公益上の必要性と整理している。
徳永委員	その場合の公益上の必要性というのは、同意が得られていない場合でも公表できるほどの公益上の必要性ということか。
実施機関	そのように理解している。
井寺委員	災害時に死者の情報を収集する目的としては、資料では、災害対策基本法や地域防災計画で県が被害情報を収集するからということになっていたと思うが、そこに行方不明者の迅速な救助というのは含まれないのか。含まれるなら目的外利用とは言えないのではないかと思うが、いかがか。
実施機関	当然死者に限定した情報の収集ではなく、この災害をいかに最小限に抑え、人命を救助するのか、自衛隊、消防や警察を全体として調整し、それに必要な体制をどうとるのが県としての役割であるため、災害の状況を的確に判断できるための情報として収集しているもの。その中に行方不明者や死者の情報が入ってくるということである。
井寺委員	そうであれば、災害時に公益上の必要性がある場合に死者の情報を県が積極的に情報公開していくことは収集した目的に沿った形というような解釈もできるのではないか。今は死者に関しては第8条第2項第9号のみで判断されようとしているが、それ以外の判断もできるのでは。
実施機関	そういったことも含めて示唆いただければ大変助かる。我々の検討の中では、目的外に該当するのではないかと、2項の1号から8号の要件には該当しないという判断のもと、9号に該当するならどのような形かを検討したうえで現在の形となっている。条例や法令の解釈で別の解釈ができるのであればそれに沿った検討、整理ということも想定されると思っている。
馬場会長	別紙の説明資料一枚目の熊本地震の時の話で、遺族は匿名を希望したが、氏名が報道されたケースがあったとはどのようなケースだったのか。どの段階で匿名を希望されたのかも含めて説明いただきたい。
実施機関	熊本地震の際は、災害対応を行う中で氏名等公表の取扱いを検討できなかった

	<p>という事情があり、県警から県に提供された死亡者リストをそのまま報道機関に提供した。県警が検死を行い、検死結果を遺族にお伝えする際に、遺族の方にこの資料が報道機関に提供され、報道される可能性もありますと御説明いただいて、それに対して遺族の方がわかりましたと言われた場合に同意があったものと取り扱っていた。その中で公表して欲しくないという意思を示された御遺族の方がおり、その際は県警が資料に遺族が氏名の公表を希望されていないということを書き記し、それを報道機関に提供した。その結果、報道機関の判断で報道されたということである。</p>
馬場会長	<p>同意の対象は、県がその情報を報道機関に提供することの同意なのか、報道されることの同意なのか、どちらか。</p>
実施機関	<p>県警の担当者が御遺族にどのような説明をしていたという詳細は把握していないが、公表して欲しくないというように資料には書かれていたと記憶している。</p>
馬場会長	<p>遺族の同意がないけれども公益上の理由があって公表できる場合はどうした場合なのか、というお尋ねなので、遺族の同意がないというのは、目的外の第三者提供について同意がないという理解で今後検討を進めてよいか。</p>
実施機関	<p>それで差し支えない。</p>
馬場会長	<p>遺族の同意というが、どういう範囲の人を遺族と把握しているか。</p>
実施機関	<p>県の対応方針を作成する時は、亡くなられた方に近い方ということで、配偶者と一親等程度の親族の方を想定していた。</p>
馬場会長	<p>三親等よりも遠い四親等、五親等の方がいる場合に、その人の同意が必要なのかどうかという基準までは今のところ考えていないということか。</p>
実施機関	<p>この時点では細かい運用のところまではまだ決めていなかった。</p>
馬場会長	<p>今回の水害も含め、60 から 70 くらいの例があったと思うが、その中でこの人は遺族に含まれるのかどうか悩まなければいけないようなケースはなかったか。</p>
実施機関	<p>県警で御遺体の確認と検死結果の伝達に適当な方ということで近い方を選ばれ、連絡を取られていると思う。その範囲がどこまでなのか承知していない。御遺族の範囲については、全国的にも議論されているところ。例えば民法上の直接扶養義務がある二親等という考え方もあれば、六親等という考え方もある。そのような中でそれぞれの県で対応している状況。当方も様々な情報を取りながら検討を行っているが、改めて専門的な視点から適正性について御示唆いただけるようであればありがたいと思っている。</p>
馬場会長	<p>死者について、同意がなければ公表しない情報と同意がなくても公表する情報をはっきりさせておきたい。死者については、資料1によれば公益上の必要性がある場合又は遺族の同意がある場合に氏名等を公表するという。この「等」は何かということ※印を見ると、年齢・性別・居住市町村等とまた「等」が入ってきている。この市町村等の「等」というのは具体的に何が含まれるのか。</p>
実施機関	<p>当初の対応方針の中では、行方不明者・安否不明者のところの※印に書いており、字名までの住所、氏名、年齢、性別までを想定していた。死者の氏名を公表しない場合に対応するものとしては、年代、居住市町村、性別を想定していたため、この「等」とは具体的に何をということではなく、全体をまとめた表現にしていたと考えている。</p>

馬場会長	死者の氏名を公表しない場合であっても、年齢、性別、居住市町村等の属性については公表するということだが、資料3の一覧表には、氏名、住所、フリガナ、年齢、性別の他に発見日時、発見場所、発見状況、死因という欄がある。これについては死者の同意がないと公表しない情報なのか、死者の同意がなくても公表する情報なのかどちらになるか。
実施機関	資料3は、県が災害対策本部資料や、報道機関に提供した資料そのものとなっている。当初は、氏名等を公表する場合の内容として、住所、氏名、性別、年齢としていたが、その後報道機関から発見日時、場所、死因等についても情報公開すべきではないかの御意見をいただき、県警と協議をして、発見日時、発見場所、発見状況、死因について追加で公表したという経緯がある。
馬場会長	この時の経緯は良く分かったが、この対応方針のまま行くと、次の災害が起こった時に、発見場所、発見状況、死因というのは遺族の同意がなければ公表しない情報として考えるのか、それとも遺族の同意がなくても公表する情報と考えるのか。
実施機関	次回以降、氏名については同意が得られなければ公表しないが、発見場所、状況、死因等については仮に氏名の公表の同意が得られなくても公表する属性に含まれていると考えている。
馬場会長	公益上の必要性がある場合の例として挙げられている内容についてお尋ねしたいが、一番上の「○」の「大規模な被害が発生し、死者の氏名を公表しないことにより、被災地で大きな混乱や二次災害発生のおそれがある場合」の例として「・」が3つ挙がっていると思うが、ここでいう二次災害というのは、どういう災害を念頭に置いているか。
実施機関	例えば、情報等がないために被災地、家、避難所を訪れ、想定していない、今回であれば雨が急に降って更なる災害が発生し、そこで巻き込まれるということも想定している。要は、直接的にその場、被災地等にいない方が混乱を起こし、情報を求めるがゆえに災害に関連する新たな災害に巻き込まれて命を落としたり、そのような危険性が増すというような混乱、二次災害を想定しているものである。
馬場会長	「・通信障害や避難に伴う所在不明等により、多くの遺族に死亡が伝えられない状況」というが、この場合のいわゆる公益上の必要性とは、多くの遺族に死亡を伝えることが公益上の必要性だとお考えなのか、それとも二次災害のようなことを指しているのかを教えてください。
実施機関	「・」3つに共通するものは、混乱や二次災害、新たな災害が発生する、命にかかわる、危険が新たに生じるということを考えており、この3つのことに起因してそういった状況が起こることが想定されるということである。
徳永委員	今の場面というのは、例えば福島の際に、身内を捜して避難所を何ヶ所も歩き続けた人の話があるが、幸いにしてそれで巻き込まれなかったけれども、水害などであれば探し回っている最中にまた巻き込まれてしまうかもしれないというような場面、更に通信障害というのは、福島のように電子機器が機能しないような場面という理解でよろしいか。通信障害が起きている場合だから、自治体が何か発表する際にも掲示板で張り出すような場面をイメージして差し支えないか。
実施機関	はい。
徳永委員	二つ目の「・」の安否情報を求めてというところは、死亡したことが確かかどうか

	分からないから多くの人が確かな情報を求めている場面で、公表するのは確実な情報として死亡したことが確認された情報ということか。
実施機関	そうである。
徳永委員	この場合は遺族の同意は得られなくても公表するという場面か。
実施機関	そうである。公益上の必要性、尋ね歩いて来る方々が次なる災害等に巻き込まれて命を落としたり、危険に遭うおそれがあるということで、それを防止するために公表する。
馬場会長	三つ目の「・」は死者に関する誤情報が流布し、関係者や地域内で不満・不安が高まっている状況とのことだが、関係者や地域内で不満・不安が高まると新たな災害に巻き込まれる可能性が高くなるということか。
実施機関	関係者や親族の方が、不安が高まる結果、誤った情報を確かめるために色々な避難所を訪ねて回る等の行動につながるのではないかと考えている。
馬場会長	要するに人がたくさん集まってくことに問題があり、人がたくさん集まってくる要因としてこの「・」の3つが考えられるという理解か。
実施機関	そうである。集まる等の行為により、新たに災害に巻き込まれる、命を落とす危険に晒されるということを想定している。
馬場会長	災害に巻き込まれるというのは、人が集まったから巻き込まれるのか、新たな大雨が降ったから巻き込まれるのか、難しいところがあるが、例えば他県の例では、人がたくさん集まってくることによって現地が混乱し、救助救命活動に支障が生じると書いてあるところもあるため、そのような意味もあるのかなと思います、お尋ねしている。
実施機関	もちろんそのようなことも想定している。誤情報が流布し、ということについては、その地域が危ないという情報で、人が救助を求めるということも想定されるし、別の場所へ移動を始めて交通が遮断されるということで救助活動等の支障をきたすことも想定されると考えている。
馬場会長	もう一度確認だが、今遺族に意思確認されていると思うが、その時に死因まで公表していいですかという確認はしていないということになるか。
実施機関	県警が御遺族の方と接触しており、詳細は確認できていないが、もともとは死因が対象情報に入っていなかったため、その段階ではそこまで説明していなかったと聞いている。死因も対象情報に加えた後の取扱いについては、まだ確認できていない。
馬場会長	県警がされることなのであまり詳しく御存じないのかもしれないが、県警の方では誰の同意をとったか、その方が死者とどういう関係にある人かという記録は取られているのか。
実施機関	県警では把握されているが、県に提供されている情報の中には入っていない。
井寺委員	質問ではないが、ここに書いてある大きな混乱や二次発生を未然に防ぐという意味では、私自身は公益性があるのではないかと思った。
馬場会長	二番目と三番目の「○」について確認したい。二番目の、「死者が公的機関等の要職にあるなど社会的な影響力の高い人物であって、その存否が社会的に広く影響を及ぼす場合」は、以前本県の知事もお亡くなりになったこともあるが、要職にある方が御存命なのかどうなのかというのはみんなにとって非常に大きな影響のあることで、氏名も職も当然公開すべきだということになるだろうと思う。その時に、特に公務中ではないプライベートな時間にお亡くなりになった場合に、どこでお亡くなりになっ

	たのか、何が原因でお亡くなりになったのかということも含めて公表するという趣旨なのか、氏名と職だけということなのかをお尋ねしたい。
実施機関	基本的には氏名と職と考えているが、今回公表する情報を拡大した経緯もあるため、御遺族とのお話の中で可能であれば、必要と認められる情報は出していきたいと考えている。
馬場会長	三番目の「関係者からの安否確認の問い合わせが膨大で、災害対応に支障を生じる場合」は具体的にどのような場面を想定しているのか。
実施機関	よく安否確認等の電話が災害対策本部にある。災害対策本部は具体的な災害の対応をどのようにしていくのか検討し、調整し、指示していく場であり、市町村、消防、警察等、様々な現場から情報が入って来る所であるが、その回線や限られた人員をそちらの方に割かなければいけない状況が実際起きている。そのためタイムリーな指示や情報収集、状況の確認に支障を来し、やるべきタイミングでの対応ができなくなる、結果として救える命を救えなかったり、個人の権利利益等の侵害につながるような被害の拡大につながるケースが考えられる。
馬場会長	災害対策本部から救助救命活動についての指示を出すこともあるのか。
実施機関	当方から自衛隊の派遣要請や周辺の市町村、他県の消防等の救助隊、全国的救援組織へ救援要請を行っている。
馬場会長	今回の災害での災害対策本部のメンバーは何人だったのか。
実施機関	行政の職員だと役割ごとのグループが5～6あり、1グループ10人前後いるので、県の行政職員だけだと全体で最大50～60人程度ではないか。この他、警察・消防・自衛隊（陸・海・空）・海上保安庁などのリエゾンオフィサーが本部に来られており、どこの地域をどの部隊が担当する等の部隊活動調整を本部内で実施している。相当な人数になる。
馬場会長	安否確認の問合せに対応する部署は災害対策本部内にあるのか。
実施機関	安否確認だけではなく、市町村からの情報を集めるグループがあり、このほか、本部内のどこで扱っていか分からないような情報は、危機管理防災課内で回線を引いて対応している。各種情報が本部に集まる。
金澤委員	確認だが、今日の審議会の議事を見ると、「『災害時における行方不明者・死者の氏名等公表について』における公益性の必要性に関する考え方の妥当性」とある。同意を得ることが課題だからかもしれないが、話が死者のことだけになっている。行方不明者・安否不明者についてもこれまでと扱いが変わるが、そこは今回審議対象ではないと考えてよいのか。 また、先ほど馬場会長が属性のことを質問され、死者については分かったが、行方不明者の所にわざわざ「※2」として年代、性別、居住市町村等と書いてある。行方不明者の「等」とは何か疑問に感じたため、説明いただきたい。
実施機関	行方不明者については、適用している条項が緊急の必要性、生命に関わることであり、何よりも命を大切にするため、公表するとしているが、その判断がおかしいというような御意見や事例があれば御教示いただければ改めて検討する。 基本的に、行方不明者については搜索活動の効率化、円滑化に寄与するということで原則公表としており、それに関する異論は出ていない状況。今回我々が意見聴取しているのは死者に関する事と聞いていただいて差し支えない。

	<p>「※2」については、属性に関する記載は（2）の死者の年代、性別、居住市町村等の属性ということを示したかったが、補足をしておかないと分からないだろうということで改めて記載したもの。特段それ以上の意図はない。</p>
徳永委員	<p>行方不明者と死者ではレベルが違うという理解でよいか。行方不明者の場合は、住民基本台帳にある本人確認情報に基づく情報利用、それに対し、死者の場合は場面が変わり、安否確認の後に死亡が確定する。確定する場面は警察の検死の場面であり、そのタイミングで死亡した個人の情報が出来上がる。その情報の用い方について遺族が同意するかしないかで状況が変わる。検死後に遺族の同意が得られない場合は、氏名は出せないが、それ以外の警察が入手した情報、発見場所や死因は同意がなかろうと公表するという理解でいいか。そして、同意が得られない氏名を公表する、その場合を「公益上の必要性」というふうに限定した理解でよいか。</p>
実施機関	<p>差支えない。</p>
馬場会長	<p>同意がない場合、もともと氏名は公表しないのだから、死因がどうであれ特定の個人として識別されることはない。同意がある場合は、人の名前が出て、その人はどういう死に方をしたというところまで出てしまう。死因まで公表していいかという確認をしているのかをさっきお尋ねした。していないのではないかということだったか、全く分からないということか。</p>
実施機関	<p>詳細は分からない。ただ、県警と今後の取り扱いを協議しており、より丁寧に遺族の方に説明していく必要があるだろうということで協議している。</p>
馬場会長	<p>同意を得る具体的なイメージがわからないが、検死の場合、遺族に死体を目の前にして本人かどうかを確認してもらって、その後、マスコミにお名前を提供していいですかと確認する、概ねそのようなイメージなのか。お分かりになる範囲でよいのだが。</p>
実施機関	<p>立ち会ったことがないため詳細は分からないが、我々も馬場会長と同じようなイメージを持っている。</p>
金澤委員	<p>大規模な被害が発生した時を想定されているが、大規模な被害とはどの程度を言うのか。別紙の5ページに、「二次災害の発生が心配される等の危険な状況等は報告されていないことから氏名公表の必要性がない」という記載があるが、詳しく説明をお願いしたい。</p>
実施機関	<p>大規模被害に具体的なスケールは設定していない。今回の災害についても、死者数等、被害地域等から考えると、大きな災害とは考えている。この適用に当たっては、個別判断になるが、その先の二次被害等にフォーカスを当てての規定にしている。</p>
金澤委員	<p>二次災害の発生等に関しては、総合的に判断し、専門的な見地から、発生の心配がないと確定してから「大規模ではない」となるのか。そこまで待つと公表となるとタイムラグが発生するのではないか。公表は速やかにしてもらいたいということだと思う。同意も同じだが、大規模な被害の中に二次災害のことも入っているとのことであれば、判断するまでの時間が長くなってもやむを得ないということか。</p>
実施機関	<p>それぞれの事柄によって変わる。死者の情報をその後の検証に使用する場合は、タイムリーな情報提供が必要かどうかを検討する必要がある。一方、行方不明者等については72時間の生命維持の危険リミットがあるため、速やかな情報提供が必要と考える。死者に関しては、速やかである必要があるかどうかは、死者の情報の取り扱いによって異なると考えている。</p>

ウ 実施機関から意見を求められている事項についての審議を行った。概要は以下のとおり。

馬場会長	意見を求められている2つの点について審議したいが、県の条例に照らしてどうなのかということが求められている内容であるため、前提として本件で問題にすべき条例や条文を確認しておきたい。1つは個人情報保護条例第8条に目的外の内部利用、外部提供はできないが、公益上の必要性がある場合はこの限りではないとあるため、この問題として議論する必要があると思うが、その他、情報公開条例についてはどうか、各委員についてお尋ねしたい。
徳永委員	情報公開の点も考えるべきだと思う。情報の性質、防災、減災の観点から広く情報を共有しようということであれば、先ほどの例でいくと、遺体の発見場所や死因などは共有できたほうが、より県民の安全につながると思うので、こういった情報は情報公開に関わると考える。
詫間委員	氏名とセットで死因や場所などを公表することになると思うが、情報公開という点では、どういう亡くなり方をしたかは氏名と関連付けなくても検証は可能ではないかと考えている。
井寺委員	個人情報で判断する場合は、家族の同意が得られればすべての情報が公開できるが、情報公開の場合は、個人情報は非公開となるため、情報の幅が狭くなるのではないと思うのだが。
馬場会長	県の情報は県民のものだから公開が原則だが、例外として個人情報については開示すべきでない。さらに例外として個人に関する情報であっても公益上の必要性があれば開示となる。スタートが原則公開か非公開かという違いはあるが、実際には、公益上の理由と個人の権利、利益の保護を比較検討しないとイケないという点では同じになる。
金澤委員	私も同じように思う。公開と保護は相反するような内容だが、私どもの審議会の名称も公開と保護が入っており、両面で考えるべき。県の情報公開条例でも、「公益上の理由による裁量的開示」という項目もあるので、2つの制度は通じていると感じている。
馬場会長	<p>基本的に本件の特徴は、目的外使用、とりわけ外部提供が問題になっている。その外部が報道機関。報道機関へ提供するという事は公開するのと同じ話になる。個人情報保護条例第8条の外部提供の「外部」はごく限られた外部に守秘義務を課して提供する場合であっても被ってくるものであるのに対し、今回は限定された第三者に限られず、報道機関という報道を任務とするところに提供することなので実質公開と同じということになる。したがって、はっきり情報公開の視点で物を見なければいけない。公開するということは、それによって不利益を受ける人の権利、利益を保護する必要が高くなっていくので、利益衡量が必要になるということだと思う。</p> <p>それでは、対応方針に示された「公益上の必要性がある場合の例」、3つの事例の妥当性についてそれぞれ検討したいと思う。これについて委員の意見はどうか。</p> <p>1点目の「大規模な被害が発生し、死者の氏名を公表しないことにより、被災地で大きな混乱や二次災害発生のおそれがある場合」、さらにこの場合の例示として「・」が三つあるが、この点についていかがか。</p>
詫間委員	先程の質疑にもあったように「二次災害発生」と書いてあると疑義が生じるので、例えば、「二次被害発生」とするともっと広い範囲での意味合いが出てくると

	思うが、これを変えるという意見は可能か。
馬場会長	それはこちらで提案すると検討いただけると思う。
徳永委員	<p>情報公開を念頭に置いて、情報が発信されるという場合において、同意を得られていない氏名公表についての取扱いの問題だと理解した場合、熊本県の条例では、死者の情報、そして、遺族の情報、遺族が身内をなくしたという情報も県民の権利として念頭に置いて個人情報保護条例が作られていると理解している。</p> <p>一般的な個人情報保護法では、死者の情報は保護対象でないというのが解釈上可能なので、取扱いについて、個人情報保護法のとおりでいくのか、県としてはやはり条例の理解として、亡き個人の権利、身内を失った遺族の権利も、県民にとっての心に懸かるような重要な情報だと理解をしてらっしゃるということによろしいか。</p>
実施機関	はい。
徳永委員	<p>そのように考えて、公開できるところまでは原則的に公開したいけれども、個人に結び付くような場面での安全装置が働くような必要性というのが、具体的な事例を考える場合に重要になってくると考える。</p> <p>例えば二つ目の例にある公的機関の要職にある場合については、遺族が非公表を希望する場合であっても、県民として共有すべき重要な地位の方もいらっしゃると思うので、比較的、対応方針のとおりでよいという印象を持っている。</p>
馬場会長	<p>さっき比較衡量の話をしたが、一方では公益上の必要性があり、もう一方では個人の権利利益というものがある。この個人の権利利益の一つとして個人情報の保護が観念できるかということについては、県の条例では死者の情報も個人情報だと明確に言っているし、情報公開の中での「開示すべきでない個人情報」の個人情報には、解釈運用基準で、死者の個人情報も含むとなっているので、一つは個人情報というものを個人の権利利益として観念することができると思う。</p> <p>もう一つは、自分の近親者がどこでどういう死因で亡くなったかという情報を遺族が遺族自身の情報としてコントロールする権利、これを遺族のプライバシー権として考えることができるのかどうかは、御専門の徳永委員に意見を伺いたい。</p>
徳永委員	<p>権利としてプライバシーと言えるかどうかについては学術的な議論が絶えないが、自分自身の情報を自身でコントロールできるようにといった時に、現在では、インターネット上で「忘れられる権利」が開発されてきたり、「そっとしておいてもらう権利」、「知られたくない権利」等新しいものが次々と出てきている。そのような状況の中、県民に寄り添った形で、県民が「知られたくない」という情報があるのであれば、個人の情報、特に「死亡」という特別な情報については、極力、自己コントロールが効くように権利構成した方がよいと考える。</p>
馬場会長	<p>一般的に死者は権利能力の主体ではないので、プライバシーもないという話もないわけではない。だが、死者の権利そのものではなく、遺族の権利という構成は可能か。</p>
徳永委員	はい。遺族の権利、遺族にとっての情報とすることは可能だと思う。
馬場会長	<p>公益上の必要性と比較すべき利益としては、死者の個人情報と遺族の情報をコントロールする権利、この二つを考えていくということによろしいか。</p>
徳永委員	はい。
馬場会長	<p>他の委員の御意見はいかがか。</p> <p>再度一つ目の例示から伺う。総論として、「二次災害」が言葉としてどうなのかと</p>

	<p>いうことはあるが、およそこのような場合は、公益上の理由の方が個人の権利利益よりも高いと判断される例として、一応言えるのかなと考えられるが、その具体例である「・」についてはいかがか。</p> <p>私の印象では、これはやはり少し曖昧で、何を公益上の理由と捉えているのか、この表現だけでは見て取れない部分があると思う。一つ目の具体例では、多くの遺族に死亡を伝えることが公益上の必要性なのかという疑問も生じるし、二つ目の具体例で、多くの人が被災地や避難所をウロウロしないようにすることが公益上の必要性と直ちに言えるのか、三つ目の具体例で、多くの人の不安や不満を鎮めることが公益上の必要性と言えるのか、特に個人の権利利益を上回るほどの公益上の理由といえるのかは疑問がないわけではない。</p> <p>やはり、先程申し上げたように、このような原因によって多くの人が被災地を訪れて地元が混乱することによって、最も重要な人の生命・健康・身体に一番大きな影響を与える救命救助活動に支障が生じることこそがまさに公益上の必要性として見て初めて個人の権利利益を上回るといえるのではないかと思う。</p> <p>概ねこのような意見でよろしいか。</p>
各委員	はい。
馬場会長	<p>では、二つ目の例示について、この件は情報公開条例に規定がある。情報公開では原則公開だが、情報公開条例第7条第2号に個人に関する情報は公開してはならないと明記されており、その例外事項として同号のウがあり、公務員等である場合には、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、その当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に関しては開示してもよいとされているので、これが一つの参考になるのではないかと思われるところ。普通の公務員でもこのような規定があるくらいなので、要職にある場合は当然公益上の必要性が高いと言えるのだろう。</p> <p>ただ、何もかもこれで公開できるのかというと、疑問を感じざるを得ない。つまり、被災場所、死因まで公開できるのか。情報公開条例の内容を考えると、氏名及び職、職務遂行に係る内容、これが限度なのかなと考えるが、各委員の御意見いかがか。</p>
徳永委員	<p>同意が得られていない死者の情報については、そもそも同意を得るプロセスがどうなっているのか詰めてないから微妙だが、厳密にインフォームドコンセントをやって、死因も発見場所もすべて同意を取った情報にしておくのか。情報公開を前提で、個人と識別できないところでは、県の裁量で出せるところまでは出すということ为原则とするならば、同意で差が出るのは個人の氏名だけだと思われる。もしそういう風に情報を分けてしまうならば、要職にある人の場合、同意がなくても出せるか出せないかという対象になる情報は氏名だけになる。</p>
馬場会長	職も問題が？
徳永委員	<p>はい。公務なのか、プライベートなのかという問題も公表されてしまうと、要職にある人のダメージは大きいかもしれないが、それでも出すという理解であれば、氏名は出せる。氏名は出せなくても死因や発見場所は出ているということなのかなと理解する。つまり、氏名が出ない限り個人が特定できないという、少し乱暴な理解だが。</p>
馬場会長	<p>今、氏名は、同意がなくても出せるという前提に立って、その場合更に職とか被災場所、死因まで出せるのかということだが。</p>

徳永委員	<p>情報公開の観点からいくと同意がなくても原則的に出すのだからと理解していた。氏名は同意が絡むけど。それでも、同意が得ていない氏名も出すほどの公益上の必要性がある場合の例として、公的な地位、要職にある人ということ。</p>
馬場会長	<p>公務遂行中に亡くなったかどうかで事情は変わってくると思うが。全くプライベートの時に亡くなった際、亡くなった場所や原因まで公開してよいのかどうかは少し疑問があるところではある。</p> <p>この辺は後で詰めるようにして、3つ目の例示について、いかがか。</p>
金澤委員	<p>3つ目の例示は、わざわざ書かなくてもよいのではという印象。「膨大」がどの程度を想定しているのかも不明であるし、災害が起これば問い合わせをしたくなるのは当然であり、起こり得ることを書く必要はない。一つ目の例示の「大きな混乱」に含まれてしまっているので、わざわざ書かなくてもよいという印象は持った。</p>
井寺委員	<p>最終的に、人命救助などにつながるのであれば、私は残してよいと思う。ただ、その部分を具体的に書いた方がよいと思う。</p>
馬場会長	<p>確かにそこを書かないと役所が大変だから公開しておけというような話と誤解されかねないと思う。</p>
徳永委員	<p>公益上の必要性という場合があったとしても、結局のところ県民の利益に還元できない限りは、役所の都合と受け取られてしまうので、県民の利益に還元するという書き方が好ましい。</p>
詫間委員	<p>「関係者からの安否確認」の「関係者」は何を指すのか。</p>
実施機関	<p>家族、友人、知人も含め、広い範囲から問い合わせが殺到することを想定している。</p>
詫間委員	<p>個人的な問い合わせも県に直接来るといふことか。</p>
実施機関	<p>そういう場合もある。</p>
詫間委員	<p>私が一県民として見た場合、安否確認の部署と災害対応の部署を分けていないのかという印象も受ける。このようなことは十分想定されるので、部署を確保し、業務を分けた方がよいと思う。このままでは誤解を受けるのかもしれないと思った。</p>
馬場会長	<p>いずれにせよ、ここの表現は検討していただく必要があるのではないかとということであろう。</p> <p>今「公益上の必要性」を、他の県民の人命・健康・財産など、そのような観点から見てきたわけだが、もともと、この問題が発生してきたのは、報道機関の皆さん方が御不満を持っておられて、「そういうことを我々は言っているのではない。国民の知る権利、あるいはその知る権利に奉仕するものとしての報道の意義、とりわけリアリティをもって報道することによって災害の教訓を社会全体で共有するという意義を忘れていませんか」と。「それをもって公益上の必要性がないというのは何事だ」というのが問題の出発点だと思うので、これからその話に移っていきたいと思う。</p> <p>ただ、これについては、公益上の必要性の有無だけの問題ではない。それがあつたとしても、それが個人の権利利益、個人情報やプライバシーとか情報コントロール権などを上回るものに達しているのかどうか問題になる。そこを分けなくて、「公益上の必要性はない」と言われると、報道機関の皆さんは「何事だ」と、「知る権利はどこに行ったのだ」という話になるわけで、そこはやはり分けて考える必要があると思う。</p> <p>知る権利は民主主義の根幹をなす権利で、高い保護に値するのは言うまでもない</p>

	<p>し、報道機関の報道がそれに奉仕するものとして尊重されなければいけないということも言うまでもない。報道機関の主張にあるように、ただ報道するのではなくて、実名を挙げることにより、リアリティをもって伝え、災害の教訓を社会で共有することについて、公共性は間違いなくある。しかし問題は、その公共性が、個人の権利利益を上回るものに達しているかどうかということをお我々は検討しないといけないわけだが、この点についての委員の皆さんの意見をお聞きしたい。</p>
徳永委員	<p>知る権利に関しては、自由権的側面と社会権的側面があった場合、やはり請求権的要素が強く、情報公開という制度がきちんと保障されているかどうかから話が始まると思う。公益上の必要性がある場合、ない場合を判断する前提として、情報が公開されるというものもある。例えば、同意が得られていない個人の情報を自治体が出せなかったとしても、報道機関が取材し続けることを妨害するようなわけでもない。</p> <p>同意が得られていない場合を想定して、情報公開できるか、できないかであるとか、公益上の必要性がある場合として、同意を無視して公表に踏み切るという場面との判断の軸と「知る権利」とはしっかり線を引いて、むしろ積極的に情報公開をしているように見受けられる。引っかかっているのは個人の氏名だけであるし、そういう意味では知る権利に配慮しているのではないかなと理解している。</p>
井寺委員	<p>災害の状況を県民に伝え、教訓を社会で共有することは非常に重要ではあるが、そこに個人の氏名を公表されることに対して、個人的には共感できないところがある。</p>
詫間委員	<p>氏名を公表することそのものに公益性があるのではないかという御意見や、氏名を公表することでリアリティをもって災害の教訓を社会で共有して後々役立つようにするという点については、私は、私が知っている人であれば、リアリティもあり教訓にもなると思うが、私が知らない人であれば、氏名が出ているかどうかでリアリティに差が出るわけではなく、氏名が無くても、教訓は社会で共有することは出来るし、後々の災害対策に役立てられると思うので、必ず氏名公表が必要かどうかは少し疑問がある。</p>
金澤委員	<p>氏名のところはやはり悩ましいと思う。災害が起こった直後に、氏名と死因等の公表されている記事を目の当たりにすると何か重たい気分になり、これだけ大きい災害が起こったというインパクトとしては大きいという印象はある。</p> <p>ただ、これが時間を経て、何年か何十年か後、災害の記録として改めて見た時に、名前があるのとないのでは、社会性、公共性の意味合いは違ってくると思う。</p> <p>今は自分の立場に立ったら氏名を公表されるのはちょっと、と思うのだが、後で記録として見る場合には必要性もあるのかなという印象を持った。</p>
徳永委員	<p>今の御意見と関連して、氏名に基づき個人を特定するという情報を瞬時に入手・公表しなければならないかについては慎重に検討すべきで、個人が特定されなくても、十分、県として情報提供は可能だと思うし、その方が公益性が高いのではないかと思う。</p> <p>情報の取扱いについて、自治体と新聞社とで状況、根拠法が違うので、後に、時間をかけて、取材の結果、名前が公表されていくということは、場合によっては遺族の慰めになることもありえると思う。仮に自治体が取材を禁じているということがあれば、正に知る権利を脅かすということになるが、別にそのようなことは起きていない。条例の運用として、熊本県は県民の、遺族の、死者に関する情報は大切なものとして</p>

	<p>取り扱おうと、そしてできる限りの情報公開をしていると理解でいった場合には、氏名についての遺族の同意を重んじるということは非常に重要なことであると理解している。</p>
馬場会長	<p>本当にここを厳密に議論するのであれば、遺族の同意がないということと一緒に考えるのではなく、遺族の同意を取ることができない場合と、遺族がいるが意思確認したら明確に「やめてくれ」といった場合を分けなければいけないが、前提として遺族が拒否した場合どうなのかということで話を進めているので、その前提で私の意見も言わせていただくと、やはり嫌だと言っているのにその自分の情報を外部に公表されることは遺族にとっては耐え難い不利益だと思う。</p> <p>実名が公表できないということも、国民や報道機関にとっては大きな不利益であることは間違いないが、それによって報道が一切できなくなるのかということ、同意があれば実名も公表できるし、現に、今回、結果として亡くなられた65人全員の遺族が同意され、報道や取材もできている。</p> <p>仮に数名同意しない人がいたとしても、その人から取材しなくても、同意して取材に応じてくれた人から報道すればリアリティを伝えることはできるのではないかと、つまり、実名が無くても、報道機関の知る権利がゼロになるわけではなく、他に方法はある。</p> <p>他方、個人の利益というのは、一旦、知られたくないことを公表されたらそれで終わり。取り返しが見つからない。</p> <p>そのため、そのような利益衡量からすると、報道することに公益性はあるが、それが個人の権利利益を上回るまでとは少し考えにくいのではないかなと思う。</p> <p>そのようなところで意見としては一致を見たと思うので、次のテーマ「例示の妥当性」について検討したいと思う。</p> <p>公益上の必要性について、明確に定義を行わず、「例」を示していることに問題はないか。各委員御意見があればお願いしたい。</p>
井寺委員	<p>もともと、公益性とは掴みどころのない概念で、定義するとしても、不特定多数の市民の利益や県民の利益とするしかないと思うので、県作成の対応方針のように例示したほうが県民にとっても分かり易いと思う。</p>
詫間委員	<p>私も同じ意見。公益性について辞書で調べたが、これを災害に当てはめてもいいと思うが、少し漠然としていて「どういう時？」という疑問が出てくる。定義だけではなく、例として示すことはとても大事である。</p>
徳永委員	<p>公益性という言葉を使うこと自体、学術的に難しいという実情があるし、私個人としては、公益上という言葉が現在においては広がりすぎてしまうので、何か言葉を考えてほうがよいのではないかなと考えるくらいである。しかし、技術的に定義づけることは困難であることは理解する。したがって、具体的な場面をより丁寧に示すことが重要。例えば、「本人の同意を得ていない氏名を、同意を無視してでも出すほどの公益性」というように、しっかり説明文を付けた方が理解しやすいと思う。</p>
馬場会長	<p>公益性があるかないかだけで言うと、「報道に公益性がないのか」というように誤解を招くので、「公益上の必要性がある場合の例」ということではなくて、「公益上の必要性が個人の権利保護の必要性を上回ると考えられる場合の例」など、よりきちんと、何の例なのか示さないと誤解や反発を受けるのではないかなと思う。</p>

	<p>では、求められた審議内容について、委員の意見はいただいたと思うので、その他の部分、傍論でも結構だが意見はないか。先程意見があった、目的外使用ではなく、目的内使用ではないかという点についてはどうか。</p> <p>ただ、集めることが目的で、外部に提供することが目的ではないので、やはり外部に提供するとすると、目的内とは言えないのではないかと思う。</p>
徳永委員	<p>死亡確認を目的に名簿を作成するのであれば、条例上の情報取得の目的は事実確認で、それを公表することは目的外利用になる可能性が高い。もともと、防災・減災を目的に死者の名簿を作成しているのであれば、それを利用することが業務の範囲内となり目的内になる可能性もある。しかし、やはり更に公表となると1段階上がり目的外になると思う。県庁内部での利用では大目に見て目的内としても、県庁外に提供することは目的外になると考えられる。</p>
馬場会長	<p>今回の報道機関からの問題提起の要因の一つに、公表が遅くなったことがあったと思う。できるだけ早くしないといけないことは言うまでもないし、それが国民の知る権利の充足に叶うものだという事は言うまでもない。だからといって死者の氏名を公表していいのかというとそれは一足飛びの感じがする。急ぐために方法は他にないのか、例えば、今回、球磨村でオンラインか何か、データが使えず情報提供が遅くなったが、災害があっても、データが壊れないよう、別の場所に保存しておくことは必要。そのような方法によって、今回のようなことを防ぐことを考えるべきで、一律に氏名を公表しましょうという話はなかなか難しいと思う。</p> <p>遺族の同意についても、同意してもらえるかどうかは同意の取り方次第であり、「新聞に載るかもしれないから出たくないなら出さなくていいですよ」とするか、「県としてはできるだけ国民の知る権利のため公表したいと思っているので、協力していただけませんか」とするかで違ってくると思うので、同意を求める側が知る権利や報道の必要性に対する理解をした上で同意を求める作業にあたる必要があると思う。それもやはりそっちの問題であって、だから同意がいらぬという話は難しいと思う。</p> <p>報道機関の皆さんも御不満もあろうかと思うが、一応、そのような形で審議の取りまとめをさせていただく。</p> <p>最後に、今回のまとめについては、きちんと各委員に意見を伺いながら詰めて、意見書として実施機関に提出したい。</p>

エ 審議会の意見をまとめ、実施機関に提出することとなった。